

2026年3月3日

各位

会社名 株式会社メタプラネット
 代表者名 代表取締役社長 サイモン・ゲロヴィッチ
 (スタンダード市場 コード:3350)
 問合せ先 IR部長 中川 美貴
 電話番号 03-6772-3696

会計監査人の責任限定に関する定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日付の取締役会において、2026年3月25日開催予定の第27期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

当社の業容及び事業の地理的範囲が拡大していくにあたり、会計監査人にはより高度な職務遂行が求められるなか、適切な職務遂行の前提として、その責任範囲を明確にすることが必要となっており、当社として、引き続き会計監査人による適正な監査を受けるために、当社取締役会の決議により、法令の範囲内で会計監査人の責任を免除すること又は会計監査人との間で責任限定契約を締結することを可能とする旨の規定を新設するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

なお、現行定款第44条(任期)の次に新しい条文を設けることを内容とするのですが、条数は、本日付の「指名委員会等設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ」にて別途開示しております「指名委員会等設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ」が原案どおり承認可決されることを条件とするものであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款 (新設)	変更案
	<p>(<u>会計監査人の責任免除</u>) 第37条の2 当社は、<u>会計監査人(会計監査人であった者も含む。)</u>の会社法第423条第1項の責任につき、<u>善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u> 2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が定める額を限度として負担する契約を締結することができる。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2026年3月25日(予定)
 定款変更の効力発生日 2026年3月25日(予定)

以上